

# 登園許可証明書(医師記入)

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行を出来るだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について治癒証明書の提出をお願いいたします。

園長あて

園児氏名

該当疾患 に○	疾患名	登園停止期間の基準(以下の基準に基づき医師が判断する)
	麻疹(はしか)	解熱後3日経過するまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹がしたあと発現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと診断されるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消失した後2日経過するまで
	流行性角膜炎	医師により感染のおそれがないと診断されるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと診断されるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗生物質による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと診断されるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O26 など)	医師により感染のおそれがないと診断されるまで
	その他( )	

上記の疾患で令和 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したため令和 年 月 日より登園可能であることを証明します。

・保育園生活での注意事項

( )

・水遊びは令和 年 月 日より可能。(※夏季のみ水遊びの可否の記載をお願いします。)

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印